

外部評価個票

事業名	私立学校一般補助金	開始/終了(予定)年度	S26 / -	成果指標	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和●年度 (最終目標)
グループ名	私立学校一般補助金					実績	-	-	-	-	-
部局・担当課名	総務部高等教育政策・学事文書課					当初見込み	-	-	-	-	-
創設背景 (課題)	学校教育において私立学校は大きな役割を果たしており、私学の振興を図ることは本県学校教育の発展を図るうえで十である。しかし、物価や人件費の上昇が、授業料等収入に依存する学校経営に深刻な影響、教育条件の低下、保護者負担の増加等をもたらしかねず、公立・私立の格差は正に資するため私立学校の運営に要する経常経費への助成を行ってきたもの。					実績	-	-	-	-	-
事業の目的	教育条件の維持向上、生徒の修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全性を高める。※私立学校振興助成法(昭和50年法律61号)第1条と同旨					当初見込み	-	-	-	-	-
事業概要	【助成対象者】 ・私立高校を設置する学校法人、専修学校等を設置する学校法人 ・(一社)山形県専修学校各種学校協会 ※最終受益者は、同協会会員(学校法人立以外の私立専修学校等を設置する法人) 【助成内容】※私立高校の場合 ・私立高校の運営に要する経常経費(教職員の人事費、教育活動費等)に対する助成 ・助成額総額=標準運営費×1/2(定額) ※標準運営費…公立高校の教職員人事費、教育活動費、施設修繕費などの実績額を基にその内容に応じて教職員数・生徒数等あたりの経費を算出し、これに私立高校の教職員数・生徒数等を乗じた額(合計額) ・助成額総額を上限として、主に各私立高校の教職員数・生徒数等の実状に応じて配分する一般分のほか、各学校の特色ある教育等に応じて配分する特色分の2項目で助成を行う					実績	-	-	-	-	-
補助概要	補助率 (最終受益者に対する補助率)	県の裁量の有無	補助の相手方			当初見込み	-	-	-	-	-
	1/2	○	学校法人、(一社)山形県専修学校各種学校協会			実績	-	-	-	-	-
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	成果指標設定の考え方				
	当初予算額 (単位:千円) ※私立高校分	3,387,752	3,405,591	3,447,054	3,599,214	3,631,145			※私立学校の運営に要する経常費に対する助成であり、成果指標の設定は困難		
財源内訳 (単位:千円)	国庫支出金	500,924	501,876	502,338	525,138	534,619			執行率50%未満の場合の要因分析		
	県債								—		
	その他特定財源										
	一般財源	2,886,828	2,903,715	2,944,716	3,074,076	3,096,526					
	計	3,387,752	3,405,591	3,447,054	3,599,214	3,631,145					
	決算額 (千円単位)	3,396,362	3,417,939	3,439,636	3,588,303						
	執行率 (%)	100%	100%	100%	100%	0%					

事業所管部局による評価・検証(令和7年度9月末まで)

項目	評価 (ABC)	評価に関する説明	課題
全ての事務視点事業の	①長く継続し、社会経済情勢の変化とミスマッチになってないか。 (開始時から社会経済情勢の変化を考慮して、継続するのは妥当か。)	B 長期間継続している事業であるが、人件費や物価の上昇など社会経済情勢の変化を反映した助成制度であり、継続は妥当	
	②当初の目的や役割を一定程度達成しているのではないか。 (当初の目的・役割の達成程度からみて、継続するのは妥当か。)	A 事業開始以来、事業の必要性は高く重要な事業であり、充分な妥当性がある	
検証点の取組イントマ	③人口減少を受けて受益者が減少し、コストに見合っていないのではないか。 (開始時から受益者が減少しても、継続するのは妥当か。)	B 生徒数の増減に応じて助成額も増減する制度であり、費用対効果の面で大きな課題はなく妥当	
	④課題に対する事業手法は妥当か。	A 私立学校の運営費に対する補助であり、事業手法は妥当	今後の対応
	⑤成果指標と目標値の考え方は妥当か。	— ※成果指標・目標値の設定は困難	
	⑥「執行率が50%未満の場合の要因分析」の内容・手法は妥当か。	—	

(評価基準)「A:妥当性が高い/B:おおむね妥当である/C:妥当性が低い」